

低未利用土地等確認申請に係る提出書類と確認事項

	提出書類等	確認事項等
低未利用土地等であることの確認	1 別記様式①-1 2 売買契約書の写し 3 ①～④いずれかの書類 ① 古賀市空き家・空き地バンクへの登録が確認できるもの ② 宅地建物取引業者が、現況更地・空き地・空き店舗である旨を表示した広告 ③ 電気、水道またはガスの使用中止日が確認できるもの ④ その他要件を満たすことを容易に認めることができるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請の土地等が都市計画区域内であること ・契約日が令和2年7月1日～令和4年12月31日までの間の譲渡であること ・譲渡の対価の額が500万円以下であること ・低未利用土地等であることを以下のいずれかにより確認 <ul style="list-style-type: none"> ① 古賀市空き家・空き地バンク登録の際の現地調査 ② 宅地建物取引業者が、現況更地、空き家または空き店舗の広告を出している ③ 電気・水道・ガスの使用中止日が売買契約日より1カ月以上前 ④ ①～③により確認できない場合 ・別記様式①-2により宅地建物取引業者が低未利用土地等であることを証する ・2方向以上からの写真と併せて現地調査やヒヤリングを行う など
譲渡後の利用についての確認	1 別記様式②-1(宅地建物取引業者の仲介により譲渡した場合)、②-2(宅地建物取引業者を介さず相対取引にて譲渡した場合)(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・記入内容の確認
その他の要件の確認等	1 申請のあった土地等に係る登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えることを確認 ・申請のあった土地等と一筆であった土地からその年の前年または前々年に分筆された土地等の有無を確認 ・分筆された土地等の場合、低未利用土地等確認書を今回の申請者に交付した実績の有無を確認

(※)別記様式②-1及び②-2を提出できない場合に限り、別記様式③(宅地建物取引業者が譲渡後の利用について確認した場合)によっても確認可能